

○平成22年11月12日付安平町職員の懲戒処分の公表について

平成22年11月12日付けで安平町職員の懲戒処分を行いましたので、安平町職員の懲戒処分等の公表に関する基準に基づき公表致します。

●被処分者について

所属部局	健康福祉課
職名	主査
年齢	35歳

●処分内容

懲戒免職

●処分理由

平成18年3月に担当していた旧社会福祉法人追分町社会福祉協議会の経理において、旧追分町発行領収書の偽造を行い当該協議会の公金二百万円を私的利用のために横領したことが判明したため、安平町職員の懲戒処分に関する指針第3の1(7)の虚偽公文書等作成及び同第3の2(1)の公金の横領に該当するものであり、これらの行為は公務員の信頼を失墜させる極めて重大な行為であるため、地方公務員法第29条第1項に該当するものとして懲戒免職処分を行ったものである。